

第27回 定時株主総会 招集ご通知



日時

2023年6月23日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時30分）

場所

東京都渋谷区道玄坂一丁目12番2号
渋谷マークシティ内
渋谷エクセルホテル東急6階
「プラネッツルーム」

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

決議
事項

決議事項

<会社提案>

- | | |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |

<株主提案>

- | | |
|-------|-----------|
| 第4号議案 | 取締役3名解任の件 |
| 第5号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第6号議案 | 剰余金処分の件 |

株式会社ギガプライズ

証券コード：3830

株主様へのお知らせ

- 株主総会へのご出席につきましては、開催日当日における新型コロナウイルスの感染状況やご自身の体調等をご勘案のうえ、慎重にご判断をいただけますようお願い申し上げます。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/3830/>



Smart Life with Us

テクノロジーで暮らしをゆたかに

(証券コード 3830)

2023年6月7日

株 主 各 位

東京都渋谷区円山町3番6号
株式会社ギガプライズ
代表取締役社長 佐藤 寿洋

第27回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第27回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】 <https://www.gigaprize.co.jp/>



（上記ウェブサイトにアクセスしていただき、メニューより「IR情報」「IRライブラリ」「株主総会関連資料」を順に選択いただき、ご確認ください）

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 <https://d.sokai.jp/3830/teiji/>



なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、**2023年6月22日(木曜日)午後6時までに行使**くださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権の行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、5頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月23日(金曜日) 午前10時(受付開始:午前9時30分)

2. 場 所 東京都渋谷区道玄坂一丁目12番2号 渋谷マークシティ内
渋谷エクセルホテル東急6階 「プラネッツルーム」
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項 報告事項

1. 第27期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第27期(2022年4月1日から2023年3月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

<会社提案(第1号議案から第3号議案まで)>

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役8名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件

<株主提案(第4号議案から第6号議案まで)>

- 第4号議案 取締役3名解任の件
- 第5号議案 定款一部変更の件
- 第6号議案 剰余金処分の件

株主提案(第4号議案から第6号議案まで)にかかる議案の要領は、後記「株主総会参考書類」に記載のとおりであります。

4. 議決権行使にあたっての注意事項

各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社

定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

①連結計算書類の「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記」

②計算書類の「重要な会計方針に係る事項及びその他の注記」

したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

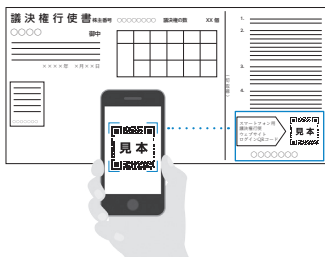
◎本総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございませんので、予めご了承ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

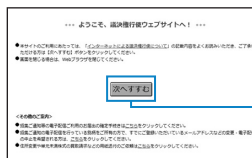
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などをご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

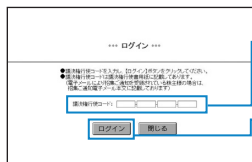
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

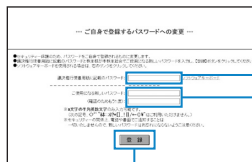
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)



(ご参考)

事業報告サマリー

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結業績ハイライト

売上高

17,868百万円

前期比 13.2%増 ▲

経常利益

2,900百万円

前期比 31.7%増 ▲

親会社株主に
帰属する当期純利益

1,853百万円

前期比 27.4%増 ▲

当社の重視する経営指標について

ISPサービス提供戸数

105.1万戸

前期比 16.8%増 ▲

自己資本比率

51.1%

6.8pt増 ▲

自己資本利益率 (ROE)

30.6%

0.1pt減 ▼

事業報告

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限が徐々に緩和され、緩やかに経済活動は持ち直しつつありましたが、国際情勢の不安に起因したエネルギー・原材料価格の高騰、急激な円安による物価の高騰の影響により、不透明感の高い一年となりました。

当社グループの事業は、アパートやマンション等の集合住宅を中心にインターネット設備の提供を主なサービスとするHomeIT事業と、企業の社宅管理業務の代行を主なサービスとする不動産事業の2つから構成されております。これらの事業をとりまく外部環境は、以下のとおりと認識しております。

HomeIT事業におきましては、集合住宅市場、情報通信業界の動向を注視しております。

集合住宅市場のうち、新築物件は、新設住宅着工戸数が増加傾向で推移しております。また、新築物件ではインターネット設備の標準化に加え、オートロックやカメラ等の防犯対策の標準化も進んでおります。既存物件は、入居者の多様化するニーズやライフスタイルに合わせて、物件の改修や管理サービスの向上に取り組む動きが進んでおり、これに合わせて高速で安定したインターネット回線への切替え需要が高まっております。

情報通信業界は、動画配信等のオンラインサービスやIoTデバイスの普及拡大に伴い、国内のデータ流通量は今後も増加すると予測されております。また、社会全体のデジタル化への動きが加速する中、デジタル化の基盤となる安全で安定した通信インフラの重要性や役割はますます高まっております。

このような環境の下、HomeIT事業につきましては、当社の収益基盤である回線利用料収益を最大化するため、当社の重要指標であるサービス提供戸数の拡大を目指し、OEM提供先企業との連携強化及びサービス品質の向上に注力してまいりました。

不動産事業におきましては、不動産業界の動向を注視しております。

不動産業界は、不動産電子契約の本格運用やオンライン接客の一般化等、業界全体でデジタル化に向けた動きが活発になっており、IT技術の活用による業務改善・効率化への取り組みが進んでおります。

このような環境の下、不動産事業につきましては、社宅管理代行サービスの取扱い件数の拡大に注力してまいりました。また、HomeIT事業との連携を強化し、各種サービスの拡販に取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高17,868百万円（前年同期比13.2%増）、経常利益2,900百万円（前年同期比31.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益1,853百万円（前年同期比27.4%増）となりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

HomeIT事業

HomeIT事業は、集合住宅向けISP（※1）サービス、IoTソリューションサービス、ネットワークサービス、システム開発から構成されております。

集合住宅向けISPサービスにつきましては、OEM提供先企業との連携強化等により、サービス提供戸数は順調に推移いたしました。また、新たな顧客及び市場の開拓を進め、これまでの小規模集合住宅に加えて、中規模・大規模集合住宅向けのサービス獲得に注力いたしました。更に集合住宅向けISPサービスのノウハウを活かし、戸建分譲地で初めて全戸一括のインターネット接続とテレビ視聴の提供を開始する等、高品質インターネットと関連性が高い分野との組み合わせによる新たなサービスを開発しました。この結果、新築及び既存物件ともに提供戸数を伸ばし、集合住宅向けISPサービスの提供戸数は、前連結会計年度末900,512戸に比べ、16.8%増の1,051,604戸となりました。

IoTソリューションサービスにつきましては、主に集合住宅向けのクラウドカメラやスマートロックをサービスとして提供しております。クラウドカメラやスマートロックは、管理物件のセキュリティ強化等のニーズを受けて、パートナー企業と連携し、OEM提供先企業や管理会社に向けて販売を強化し、順調に導入数を伸ばしました。

ネットワークサービスにつきましては、MSP（※2）サービスやホスティングサービスは堅調に推移しており、システム開発につきましては、不動産業界向けソフトウェア「FutureVision®Plus」の拡販、既存顧客への業務支援を推進してまいりました。

以上の結果、売上高は17,680百万円（前年同期比13.2%増）となり、セグメント利益は4,266百万円（前年同期比20.8%増）となりました。

なお、新たな事業展開として、Smart Pole（※3）を用いたサービスの実用化に取り組んでおり、既存顧客やパートナー企業の協力のもと、様々な可能性を追求しております。

不動産事業

不動産事業は、社宅管理代行サービス及びVR住宅展示場等から構成されております。

社宅管理代行サービスにつきましては、イオンモール株式会社をはじめとする既存顧客との関係強化と運用体制の効率化等によるサービス品質の向上を図り、取扱い件数の拡大及び新規顧客の獲得を推進いたしました。

また、同サービスにおける提携不動産管理会社と連携することにより潜在顧客へのアプローチを強化し、集合住宅向けISPサービスをはじめとする各種サービスの拡販に向けて取り組んでまいりました。

VR住宅展示場につきましては、利用者の満足度向上や、出展企業への送客率アップに向け取り組んでまいりました。

以上の結果、売上高は180百万円（前年同期比13.2%増）、セグメント利益は下記「LIVINGTOWN みなとみらい」の建設に伴う費用の一部を計上したことにより、12百万円（前年同期比31.7%減）となりました。

なお、新たな事業展開として、当社の連結子会社となる株式会社L T Mを設立いたしました。株式会社L T Mは、人々の価値観が変化する中、「デジタルとリアルとの融合」という新しい枠組みから新たな価値の提供を目指し、快適な生活と豊かな社会の実現に貢献することを目的としております。株式会社L T Mの最初の事業として、住まいや暮らしの新しい形を提案するコミュニティ複合施設「LIVINGTOWN みなとみらい」の建設を開始しており、今後は同施設の企画・開発・運営を行ってまいります。

その他

その他の事業につきましては、売上高は7百万円（前年同期比20.8%減）となり、セグメント利益は0百万円（前年同期比22.3%減）となりました。

- ※ 1 ISP : Internet Service Providerの略。公衆通信回線等を經由して契約者にインターネットへの接続を提供する事業者
- ※ 2 MSP : Managed Service Providerの略。顧客の利用するコンピュータやネットワーク等のITシステムの運用や監視、保守等を行い、利用可能な状態に維持するサービスを提供する事業者
- ※ 3 Smart Pole : 通信基地局、公衆Wi-Fi、人流解析カメラ、デジタルサイネージ等を搭載したインテリジェント街路灯

2024年3月期の見通しは、次のとおりであります。

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、経済活動、社会活動の回復・改善が期待される一方で、原材料や資源エネルギー価格をはじめとした物価の高騰が続くと予想され、依然として景気の先行は不透明な状態が想定されます。

情報通信業界におきましては、近年の働き方や生活スタイルの変化に伴い、社会全体のデジタル化が進み、通信インフラの重要性は高まっております。これを背景に集合住宅へのインターネット設備の導入需要は、引き続き堅調に推移すると見込んでおり、加えて、より高速で、安定性の高い固定回線や、次世代通信である5G、Wi-Fi6等の進展を踏まえたサービスの開発等、更なる競争力強化への取り組みが必要であると考えております。

このような経営環境の下、当社グループは、集合住宅を中心に、より高品質なインターネットサービスを提供するとともに、次世代通信等を含む顧客ニーズを捉えた競争優位性の高いサービスの開発に取り組み、デジタル社会の基盤である通信インフラの構築に貢献する企業として、企業価値の向上と持続的成長を目指してまいります。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

HomeIT事業

集合住宅向けISPサービスにつきましては、安定した通信品質の重要性が高まる中、当社サービスの品質向上に向けて、サービスの導入工事の効率化、サービス導入後のトラフィック監視、保守及びサポート体制のより一層の充実を図り、当社グループの収益基盤である回線利用料収益の最大化を目指してまいります。

具体的には、Wi-Fi6対応の脱着式Wi-Fiアクセスポイント「PWINS」の販売等、顧客ニーズに合わせた競争優位性の高い新たなサービスの開発・提供、既存サービスからのリプレイス等により、OEM提供先企業をはじめとする既存顧客との関係を強化してまいります。また、新規顧客の獲得のため、これまでの小規模集合住宅に加えて中規模・大規模集合住宅の受注、不動産事業を通じて全国に拡大した提携不動産会社のネットワークを活用した営業を強化し、サービス提供戸数の更なる拡大を図ってまいります。

これらの取り組みにより、2024年3月期の集合住宅向けISPサービスの提供戸数は、当連結会計年度末に比べ16.2万戸増の121.3万戸を見込んでおります。

IoTソリューションサービスにつきましては、集合住宅向けISPサービス提供先にクラウドカメラやスマートロック等のセキュリティサービスの導入を提案するとともに、飲食店やオフィスといった新規顧客に対してもセキュリティ対策を提案する等、販売体制の強化を進めてまい

ります。

また、集合住宅向けISPサービスとIoTソリューションサービスとの組み合わせにより、スマートホームの提案等、競争優位性の高いサービスの開発及び販売体制の構築を推進してまいります。さらに、当社グループと親和性の高い技術を持つパートナー企業との相互間の連携をより深め、新たなサービスや事業モデルの構築、新たな市場への事業展開を目指し、様々な可能性を追求してまいります。

ネットワークサービスにつきましては、MSPサービスやホスティングサービスにおいて、既存顧客との継続的取引の強化を図り、システム開発につきましては、不動産業界向けソフトウェア「FutureVision® Plus」の拡販及び既存顧客への業務支援を実施してまいります。

不動産事業

社宅管理代行サービスにつきましては、既存顧客との関係強化とサービス品質のより一層の向上を図ることで取扱い件数の維持・拡大と新規顧客獲得に注力してまいります。また、集合住宅向けISPサービスをはじめとする当社サービスの拡販に向けて提携不動産会社との更なる連携強化を図ってまいります。

当社連結子会社である株式会社LTMが運営母体となる「LIVINGTOWN みなとみらい」につきましては、戸建モデルハウスをはじめ、レストランや自動車ショールーム等、身近で親しみのあるテナントが集まる異業種共創型複合施設としての価値創造はもちろんのこと、次世代通信を活用したサービスの導入、5G通信デバイスの実証実験の実施等、スマートタウン実現に向けて、様々なパートナー企業の持つ技術を集結し、新たな事業モデルの創出を目指してまいります。

以上の結果、2024年3月期の連結業績予想は、連結売上高19,841百万円、連結経常利益3,182百万円、親会社株主に帰属する当期純利益2,207百万円を見込んでおります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資総額は、70百万円（建設仮勘定を除く）であります。その主な内容は受注増加に伴うリース資産の取得であります。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の主な資金調達といたしましては、金融機関より主に運転資金として1,000百万円を調達いたしました。

(4) **他の会社の株式等の取得その他企業再編の状況**

当社は、2022年10月26日付で、当社の連結子会社である株式会社 L T M（出資比率 66.00%）を設立しております。

招集
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

(5) 対処すべき課題

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

① 経営方針

当社グループは、「テクノロジーで不動産事業に新たな付加価値を創造する企業へ」というビジョンの下、当社が培ったノウハウと進化し続けるテクノロジーとの融合により、人々の暮らしを豊かにする付加価値の高いサービスの提供と新たな市場への展開やグループ間の連携をより一層高めることにより、長期持続的な成長と企業価値の向上を目指してまいります。

当社の企業理念は、以下のとおりであります。

・ Mission

「テクノロジーで人々の想いをつなぎ、豊かな社会を創造します」

・ Vision

「テクノロジーで不動産事業に新たな付加価値を創造する企業へ」

・ Corporate Message

「Smart Life with Us テクノロジーで暮らしをゆたかに」

② 経営環境と対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、経済活動、社会活動の回復・改善が期待される一方で、原材料や資源エネルギー価格をはじめとした物価の高騰が続くと予想され、依然として景気の先行は不透明な状態が想定されます。

当社の集合住宅向けISPサービスが属する全戸一括型マンションISP市場においては、近年の働き方や生活スタイルの変化に伴い、社会全体のデジタル化が進む中、安定した通信インフラの重要性の高まりとともに、インターネット設備の導入需要は、引き続き堅調に推移すると見込んでおります。この需要の高まりを背景に同市場でのシェアの獲得競争は一層激しくなることを想定し、既存サービスの改善、ニーズを捉えた独自性の高いサービス開発等、サービス品質の継続的な向上に努めることで、更なる競争力強化が必要であると考えております。

このような経営環境の下、当社グループの長期持続的な成長と企業価値の向上のための対処すべき主な課題は以下のとおりであります。

1) 集合住宅向けISPサービスの品質向上と安定的な提供体制の強化

インターネット環境は、今や重要な生活インフラのひとつであり、ビジネスや教育、エンターテインメント等の分野においても不可欠なものとなっております。また、インターネット上のサービスの高度化やインターネット利用の多様化が進む中、高品質で利便性の高いインターネット接続環境が求められております。

当社グループは、安全かつ安定した高品質サービスの提供に向けて、更なるサービス提供戸数の増加を見据えた施工管理体制及びサービス導入後のトラフィック監視、保守及びサポート体制のより一層の強化、充実に努め、サービス品質の維持・向上を目指してまいります。また、昨今の物価高等、サービス提供に係るコスト上昇要因の影響を最小限にするべく、引き続き通信機器・回線の調達先との相互協力、業務プロセスの改善等、コスト管理の徹底を図り、効率的なサービス運用に取り組んでまいります。

2) 技術革新への対応と顧客ニーズを捉えた新サービスの開発

当社グループを取り巻く環境は、より高速で安定性の高い固定回線、次世代通信である5G、Wi-Fi6等の進展や、AIやIoTをはじめとしたIT技術の飛躍的な進歩により、生活や社会に大きな変化をもたらすことが予測されています。

当社グループの持続的な成長に向けて、コールセンターの自社運営等により、ダイレクトに顧客ニーズを捉えることのできる強みを生かし、引き続き、顧客にとって最適なサービスの創出に取り組んでまいります。また、当社事業と親和性が高く、独自技術をもつパートナー企業との相互間の連携をより深め、独自性の高いサービス開発を進めるとともに、様々なパートナー企業の持つ技術を集結し、新たな市場に向けた事業モデルの創出を目指してまいります。

3) 不動産事業の安定的な事業運営とHomeIT事業との連携強化

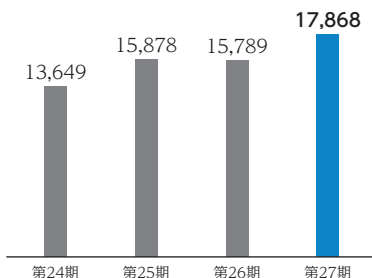
不動産事業における既存サービスの品質向上を図るとともに、提携不動産会社との連携を深め、潜在顧客へのアプローチを強化し、集合住宅向けISPサービスをはじめとした当社サービスの拡販を進めてまいります。また、当社の子会社が運営する複合施設を様々なライフスタイルの形を発信する拠点として活用し、新たな価値創造を目指してまいります。

4) 内部管理体制の強化

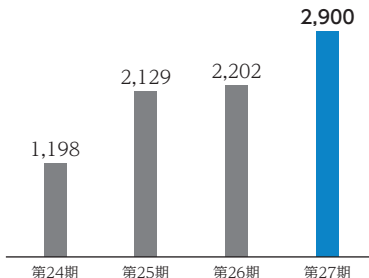
当社グループの持続的な成長と企業価値の向上のためには、コンプライアンスや財務報告に係る内部統制の整備を含む内部管理体制、事業環境の変化に対して柔軟に対応できる組織力を継続的に強化していくことが不可欠であると考えております。当社グループは、厳格な内部監査による業務プロセスの整備・運用の定常的な是正活動やリスク管理の徹底、役員・従業員のコンプライアンス意識の向上を目的とした社内研修の定期的な実施により、コーポレート・ガバナンス体制の更なる強化に取り組んでまいります。

(6) 財産及び損益の状況

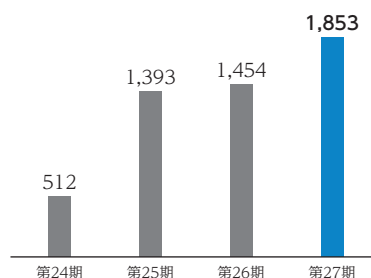
■ 売上高 (単位：百万円)



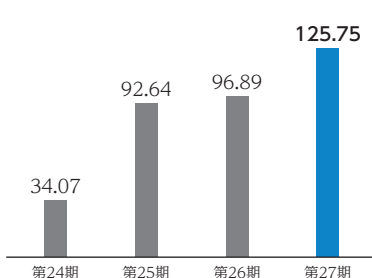
■ 経常利益 (単位：百万円)



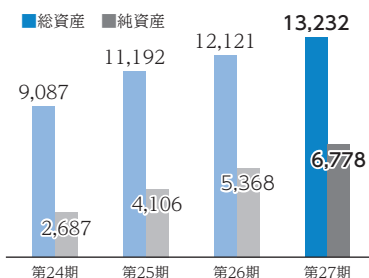
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



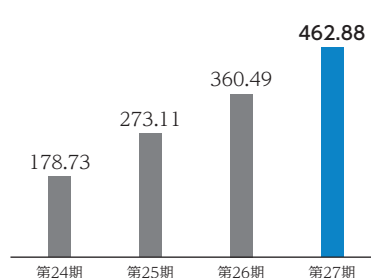
■ 1株当たり当期純利益 (単位：円)



■ 総資産/純資産 (単位：百万円)



■ 1株当たり純資産 (単位：円)



区 分	第 24 期 2020年 3 月期	第 25 期 2021年 3 月期	第 26 期 2022年 3 月期	第 27 期 (当連結会計年度) 2023年 3 月期
売 上 高 (百万円)	13,649	15,878	15,789	17,868
経 常 利 益 (百万円)	1,198	2,129	2,202	2,900
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	512	1,393	1,454	1,853
1株当たり当期純利益 (円)	34.07	92.64	96.89	125.75
総 資 産 (百万円)	9,087	11,192	12,121	13,232
純 資 産 (百万円)	2,687	4,106	5,368	6,778
1株当たり純資産額 (円)	178.73	273.11	360.49	462.88

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第26期の期首から適用しており、第26期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

会社名	資本金	当社に対する議決権比率	当社との関係
フリービット株式会社	4,514百万円	60.05%	当社サービス提供、ISPサービス仕入、役員の兼任

(注) 当社への議決権比率については、自己株式(2,471,619株)を控除して算出しております。

親会社等との間の取引に関する事項は以下のとおりであります。

イ. 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

一般的な取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、市場価格、原価率を勘案して当社見積り価格を提示して、一案件毎に価格交渉のうえ、合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。

ロ. 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は親会社より取締役及び監査役を受け入れておりますが、当社経営に対する適切な意見を得ながら、取締役会における多面的な議論を経て決定しております。

事業運営に関しては、一定の協力関係を保つ必要があると認識しつつ、経営方針や事業計画は当社独自に作成しており、上場会社として独立性を確保し、経営及び事業活動にあたっております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ギガテック	10百万円	100.00%	集合住宅における情報通信設備に係る調査、設計、工事、保守、運用、管理等
株式会社ソフト・ボランチ	30百万円	100.00%	賃貸管理・プロパティマネジメント業務のソフトウェア開発等
株式会社LTM	30百万円	66.00%	住宅展示場及び複合施設の企画・開発・運営等

(8) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

区 分	主 要 な 事 業 内 容
H o m e I T 事 業	集合住宅向けISPサービス、IoTソリューションサービス、ネットワークサービス、システム開発
不 動 産 事 業	社宅管理代行サービス、VR住宅展示場、不動産賃貸サービス、テナント運営サービス
そ の 他	人材派遣

(9) 主要な事業所 (2023年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本 社	東京都渋谷区
営 業 所	福岡（福岡市）、名古屋（名古屋市）、大阪（大阪市）、紀伊田辺（和歌山県田辺市）

② 子会社

株 式 会 社 ギ ガ テ ッ ク	東京都港区
株 式 会 社 ソ フ ト ・ ボ ラ ン チ	東京都渋谷区
株 式 会 社 L T M	東京都渋谷区

(注) 株式会社ギガテックは、2022年7月1日付にて、本社を東京都渋谷区から移転いたしました。

(10) 使用人の状況 (2023年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
240 (49) 名	4名増 (9名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
162 (41) 名	6名増 (7名減)	39.8歳	6.9年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(11) 主要な借入先 (2023年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	600百万円
株式会社りそな銀行	563百万円
株式会社三菱UFJ銀行	466百万円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

(13) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。

剰余金の配当については、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題としつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、普通配当として1株につき12円50銭とすることを、2023年5月10日開催の取締役会において決議しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 62,078,400株
- (2) 発行済株式の総数 17,078,400株（自己株式2,471,619株を含む）
- (3) 株主数 3,504名
- (4) 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
フリービット株式会社	8,772,000	60.05
南角光彦	852,000	5.83
MSIP CLIENT SECURITIES 常任代理人：モルガン・スタンレー M U F G 証券株式会社	242,500	1.66
むさし証券株式会社	239,000	1.64
株式会社日本カストディ銀行	173,700	1.19
梁瀬泰孝	139,500	0.96
CACEIS BANK/QUINTET LUXEMBOURG SUB AC/UCITS CUSTOMERS ACCOUNT 常任代理人：香港上海銀行東京支店	138,100	0.95
門田洋	110,000	0.75
藪太一	100,000	0.68
吉田知広	99,300	0.68

- (注) 1. 当社は、自己株式を2,471,619株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率については、自己株式(2,471,619株)を控除して算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、2022年6月21日開催の第26回定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。これを受け、同年7月14日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年8月12日付で取締役(社外取締役を除く。)2名に対して自己株式5,600株の処分を行っております。この譲渡制限付株式は、対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会の定めるいずれの地位からも退任又は退職する日までの間、第三者に対して譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとされております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	佐藤 寿 洋	株式会社ギガテック取締役会長、株式会社ソフト・ボランチ取締役会長、株式会社LTM代表取締役会長
取 締 役	植 田 健 吾	株式会社ソフト・ボランチ取締役
取 締 役	大 瀧 守 彦	Henry Schein Japan株式会社取締役、日本特殊陶業株式会社社外取締役、株式会社エフピコ社外取締役監査等委員
取 締 役	大 信 田 博 之	アルヒ株式会社社外取締役、株式会社SFM社外取締役、ジャパンベストレスキューシステム株式会社社外取締役監査等委員
取 締 役	清 水 高	フリービット株式会社取締役副社長兼執行役員兼管理本部長、フリービットインベストメント株式会社代表取締役社長、フリービットスマートワークス株式会社代表取締役社長、株式会社ベッコアメ・インターネット代表取締役社長、株式会社ドリーム・トレイン・インターネット代表取締役社長
取 締 役	友 松 功 一	株式会社フルスピード代表取締役社長、フリービット株式会社取締役兼執行役員兼グループ人事本部長、株式会社フォービット取締役、FULLSPEED TECHNOLOGIES INC.Director、株式会社クライド取締役、株式会社ジョブロード代表取締役社長
取 締 役	和 田 育 子	フリービット株式会社取締役兼執行役員兼グループ経営企画本部長、株式会社フルスピード取締役
取 締 役	高 橋 研	フリービット株式会社執行役員兼インフラ事業本部長
取 締 役	田 中 正 幸	フリービット株式会社技術本部モバイルサービス部長
常 勤 監 査 役	木 村 賢 治	—
監 査 役	田 宮 昭	—
監 査 役	西 田 弥 代	隼あすか法律事務所弁護士、株式会社エクストリーム社外監査役、株式会社property technologies社外監査役、株式会社BRICK's、天馬株式会社社外取締役監査等委員
監 査 役	岡 本 真 哉	フリービット株式会社法務総務部長、株式会社フルスピード監査役

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

- (注) 1. 取締役大瀧守彦氏及び大信田博之氏は、社外取締役であります。
2. 監査役田宮昭氏及び西田弥代氏は、社外監査役であります。
3. 監査役田宮昭氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役西田弥代氏は、弁護士として企業法務に精通しており、コンプライアンスに関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役西田弥代氏の戸籍上の氏名は、川口弥代であります。
6. フリービット株式会社は、当社の親会社であります。
7. 株式会社ギガテック、株式会社ソフト・ボランチ及び株式会社LTMは、当社の子会社であります。
8. 株式会社フルスピード、フリービットインベストメント株式会社、フリービットスマートワークス株式会社、株式会社ベッコアメ・インターネット、株式会社ドリーム・トレイン・インターネット、株式会社フォーイット、FULLSPEED TECHNOLOGIES INC.、株式会社クライド及び株式会社ジョブロードは、当社の特定関係事業者であります。
9. 日本特殊陶業株式会社、Henry Schein Japan株式会社、株式会社エフピコ、アルヒ株式会社、株式会社SFM、ジャパンベストレスキューシステム株式会社、隼あすか法律事務所、株式会社エクストリーム、株式会社property technologies、株式会社BRICK's及び天馬株式会社と当社との間には特別な関係はありません。
10. 社外取締役大瀧守彦氏、大信田博之氏並びに社外監査役田宮昭氏及び西田弥代氏は名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同証券取引所に届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は以下のとおりであります。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう、役位、職責、在任年数、貢献度等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。報酬の種類については、固定報酬と、株主価値との連動性をより重視した株式報酬から構成されています。

なお、取締役の報酬等の内容を検討するため、社外取締役を中心に構成する任意の諮問機関である報酬委員会を設置しており、取締役の報酬等に関する事項について審議し、取締役会への答申を行っております。取締役の金銭報酬の額は、2005年6月27日開催の第9回定時株主総会において月額1,000万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締

役の員数は6名です。

また、金銭報酬とは別枠で、2022年6月22日開催の第26回定時株主総会において、勤務継続型株式報酬として株式数の上限を年間10,000株以内（社外取締役は付与対象外）とし、業績連動型株式報酬として株式数の上限を年間80,000株以内（社外取締役は付与対象外）として決議しております。当該株主総会決議時点の付与対象となる取締役は2名です。

監査役の報酬は、株主総会において決議された監査役報酬総額の範囲内で、監査役の協議を経て、固定報酬を支給することとしております。監査役の金銭報酬の額は、2000年2月25日開催の第3回定時株主総会において月額200万円以内と決議しております。当該株主総会終了時点の監査役の員数は2名です。

b. 個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で決定することといたします。なお、取締役の個人別の報酬等の内容については、役位、職責、在任年数、貢献度等に依りて総合的に勘案して、報酬委員会へ諮問し答申を受けることとしております。

業務執行取締役の個人別の報酬は、固定報酬及び株式報酬を支給することとしております。固定報酬と株式報酬の支給割合については、当社と同様の業態に属する企業の報酬水準等を踏まえ、当社の特性を考慮した上で、固定報酬をベースとして定め、その役位・職責等を考慮して報酬委員会にて検討いたします。取締役会は、同委員会の答申内容を尊重し、個人別の支給割合を決定することとしております。

社外取締役の個人別の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、その職務に鑑み、固定報酬のみを支給することとしております。

監査役の個人別の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役会において決定しております。

取締役及び監査役の報酬内容について、第三者には委任していません。

c. 非金銭報酬等並びに業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は、勤務継続型株式報酬と業績連動型株式報酬の2つから構成されております。

勤務継続型株式報酬は、当社の中長期的な企業価値向上に向けた取組みをより強化し、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、報酬委員会に諮問しつつ、当社取締役会においてその要件、付与数の算定方法、交付時期等を決定した上で、一定期間継続して当社の取締役等を務めることを条件に譲渡制限を解除すること等を定める勤務継続型譲渡

制限付株式を年間10,000株以内で付与するものとしております。各取締役への具体的な付与数は、役位、職責、貢献度等に応じて、決定するものとしております。

業績連動型株式報酬は、当社の中長期的な企業価値向上に向けた取組みをより強化し、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、報酬委員会に諮問しつつ、当社取締役会が定める期間（以下「評価期間」という。なお、当初の評価期間は、2023年3月期から2024年3月期までの2事業年度とする。）中の評価指標を当社取締役会にてあらかじめ設定し、当該評価指標の達成度等に応じて交付する業績連動型譲渡制限付株式を年間80,000株以内で付与するものとしております。各取締役への具体的な付与数は、役位、職責、貢献度等に応じて決定し、原則として評価期間終了後に付与するものとしております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬額の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる役員 の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	84 (16)	67 (16)	14 (-)	2 (-)	16 (-)	4 (2)
監査役 (うち社外監査役)	24 (8)	24 (8)	- (-)	0 (-)	- (-)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	108 (24)	91 (24)	14 (-)	3 (-)	16 (-)	7 (4)

- (注) 1. () 内は、社外役員の報酬額及び人数であり、内数であります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役に対する非金銭報酬等の総額の内訳は、固定報酬2百万円、業績連動報酬14百万円でありま
す。
4. 勤務継続型株式報酬は、取締役2名に対する報酬であり、固定報酬に含めております。
5. 業績連動型株式報酬は、取締役2名に対する報酬であり、業績連動報酬に含めております。
6. 期末現在の人数は取締役9名、監査役4名であります。なお、上記の支給人員との相違は、無報酬の取
締役5名及び監査役1名が存在していることによるものであります。
7. 社外役員の報酬等のうち、当社親会社又は当社親会社の子会社から受けた役員報酬はありません。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係
 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係につきましては20頁に記載のとおりであり、当社との間には特別な関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	大 瀧 守 彦	当事業年度開催の取締役会に、20回中19回に出席いたしました。グローバル企業における豊かな経験及び経営者としての高い見識に基づき、積極的に意見を述べております。また、当社経営陣による業務執行の監督及び経営陣への助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役	大 信 田 博 之	当事業年度開催の取締役会に、20回中20回全てに出席いたしました。経営者として、また、コンサルタントとしての豊富な経験と知見に基づき、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べております。また、客観的かつ長期的観点からの助言・監督を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

区分	氏名	出席状況、発言状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
社外監査役	田 宮 昭	当事業年度開催の取締役会には、20回中20回全てに、また監査役会には、16回中16回全てに出席いたしました。金融機関を通じて培った広い知識と見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役	西 田 弥 代	当事業年度開催の取締役会には、20回中20回全てに、また監査役会には、16回中16回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また監査役会において、当社のコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び定款の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役及び監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、

会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任限度としております。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結し、当社取締役及び監査役を被保険者として、被保険者が、その職務の遂行（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被る争訟費用等や損害賠償金を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行ったこと等に起因する場合を除く）。

当該保険契約の保険料は、全額当社が負担しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40百万円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に役員報酬制度構築に関する助言業務を委託し、対価を支払っております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款第43条に設けておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合その他その必要があると判断した場合には、監査役会の決議により会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役の全員の同意により会計監査人を解任いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 企業として社会的責任を果たすため、役職員が法令・定款及び企業倫理を遵守した職務執行を行うよう企業行動規範を定める。
 - 2) 代表取締役社長が全役職員に企業行動規範の精神を繰返し伝えることにより、法令等の遵守があらゆる企業活動の前提であることを周知・徹底する。
 - 3) 法令遵守の観点から、これらに反する行為を早期に発見し是正するため、内部通報制度を構築し、全役職員に周知徹底する。
 - 4) 内部通報制度に基づく報告をした者に対して、解雇その他の一切の不利益が生じないことを確保する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1) 取締役の職務執行に係る情報（取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書）を文書又は電磁的媒体で記録し、社内文書管理規程に従い保存する。
 - 2) 取締役及び監査役は、取締役の職務執行に係る情報をいつでも閲覧することができる。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 職務執行に係るリスク管理については、リスク管理に関する通達に基づき各部門が行いその状況や対応内容を内部監査室に報告する。
 - 2) 組織横断的なリスク状況の監視並びに全社的対応については、リスク管理に関する通達に基づき内部監査室が対応し、必要に応じてその状況や対応内容を取締役会に報告する。
- ④ 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 各取締役の業務分掌を明確にし、職務権限規程及び稟議規程に基づき権限と責任を付することによって、権限委譲を図り効率性を担保するとともに、取締役相互の監視機能が働くようにする。
 - 2) 職務執行に伴うリスクを全社的に洗い出して評価を行い、統制すべきリスクに関する対応のための体制を整備する。

- 3) 取締役会で決定された経営計画の達成状況を、毎月の取締役会で報告することによって現在の経営状態の把握を行い、問題点があった場合の早期認識及び改善策の早期策定を可能にする。
 - 4) 取締役会は、経営方針、経営戦略等の業務に関する重要事項の協議を目的として、常勤役員及び随時指名される幹部社員で構成する経営会議を取締役会の諮問機関として設置し、経営に関する重要事項につき検討する。
 - 5) 内部監査室は、役職員の職務の執行が効率的に行われていることを日常的にモニタリングし、その結果を定期的に代表取締役社長に報告する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 当社の定める企業行動規範をグループ各社に周知し、グループ全体の役職員が一体となり遵法意識の向上を図る。内部通報制度についても、その通報窓口を子会社にも開放し、周知することにより、当社グループにおけるコンプライアンスの実効性とグループ内取引の公正性を確保する。
 - 2) グループ各社における経営上重要な事項については、当社取締役会の付議事項とする。
 - 3) グループ各社における事業推進に伴う損失の危険の管理について、リスクの適切な識別及び管理の重要性を認識・評価し、状況分析を行うことで、当社グループ全体として、業務に係る最適な管理体制を構築する。
 - 4) 当社内部監査室は、グループ各社に対する内部監査を実施する。
 - 5) グループ各社は、経営目標を設定し、当期見通し等について、当社経営陣と協議する。当社経営会議は、グループ各社の経営目標の達成状況等を定期的に検証し、その結果を当社取締役会に報告するとともに、グループ各社にフィードバックする。
 - 6) 当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体との関係を一切遮断するため、不当要求等については、毅然かつ組織的に対応する。
- ⑥ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 当社及び子会社の役職員は、会社に重大な損失を与える事項の発生又は発生する恐れがあるとき、及び役職員による違法又は不正な行為を発見したとき、並びにその他会社に著しい信用失墜を及ぼす恐れのある事象が生じたときは速やかに監査役に報告する。
 - 2) 監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、必要なときは意見を述べ、かつ監査上必要と判断したときは、取締役会議事録、稟議書など経営に関する重要書類をいつでも閲覧することができる。

- 3) 当社及び子会社の役職員は、監査役の監査業務に対しその重要性和有用性を認識・理解し、監査が実効的に行われるよう協力する。
 - 4) 監査役は、代表取締役社長並びに会計監査人との定期的な意見交換会を開催するとともに、内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
 - 5) 監査役は、監査上必要があるときは取締役及び使用人に対し個別ヒヤリングの機会を設けることができる。
 - 6) 監査役への報告をした者に対して、解雇その他一切の不利益が生じないことを確保する。
- ⑦ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行に関連して、当社に費用の請求をした場合は、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。通常監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する新たな調査費用が発生する場合においては、監査役は事前に通知するものとする。
- ⑧ 財務計算に関する報告及び情報の適正性を確保するための体制
- 1) 当社グループの財務報告の適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制基本方針を定めて維持・運用する。
 - 2) 当社グループの財務報告に係る内部統制の有効性を継続的に評価し、内部統制について必要な是正・改善を行うことにより業務品質の向上を図る。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

① コンプライアンス

当社は、当社グループの使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育を行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続的に行っております。また、当社は内部通報規程により相談・通報体制を設けており、当社グループもこの相談・通報体制を利用することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

② リスク管理に対する取り組み

当社グループでは、リスク評価手順書を作成し、リスク管理体制の強化、推進に努め、具体的なリスクを想定、分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備しております。また、リスク抽出チェックリストによる定期的なチェックを行い取締役会や関連部門に報告をしております。

③ 取締役の職務執行

当社は、取締役会規程に基づき、原則月1回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、社外取締役を選任し、取締役会による当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。

④ 内部監査

内部監査室が監査計画に基づき、当社全部門の内部監査を実施し、それぞれの検証結果を内部監査報告書として代表取締役社長及び常勤監査役に対し報告を行っております。

⑤ グループ管理体制

業務の適正を確保するために、グループ各社に役員を派遣させることに加え、必要に応じて情報交換を行っております。またグループ各社からの財務状況及びその他の状況については、毎月報告を受け、当社取締役会へ適宜報告しております。

⑥ 監査役の職務執行について

当社の監査役は監査役会において定めた監査方針・監査計画に基づき、当社グループの営業拠点への往査等を行っており、往査報告については監査役会にて報告されております。

また、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席し、業務執行が適切に行われていることを確認することで監査業務の有効性の確保に努めております。

⑦ 監査役の監査の実効性の確保について

監査役は当社取締役会に加え当社経営会議等の重要な会議に出席しております。また業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社取締役及び使用人に説明を求めています。定例の監査役会を開催しているほか、会計監査人及び当社内部統制推進委員会との情報交換や当社代表取締役社長と定期的な面談を行っております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針について定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てにより表示しております。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	11,000,861	流動負債	4,603,010
現金及び預金	4,642,220	支払手形及び買掛金	1,433,068
売掛金	3,870,272	1年内償還予定の社債	300,000
リース債権及びリース投資資産	394,925	1年内返済予定の長期借入金	1,002,220
商品及び製品	580	リース債務	597,145
仕掛品	251,623	未払金	150,961
原材料及び貯蔵品	1,237,695	未払法人税等	595,780
代理業務立替金	374,929	未払消費税等	194,800
その他	231,374	契約負債	168,889
貸倒引当金	△2,759	賞与引当金	78,842
固定資産	2,230,426	その他	81,300
有形固定資産	1,383,436	固定負債	1,851,267
建物及び構築物	209,133	長期借入金	947,734
工具、器具及び備品	16,031	リース債務	737,307
土地	118,434	退職給付に係る負債	57,300
リース資産	706,301	役員退職慰労引当金	60,527
建設仮勘定	333,535	資産除去債務	48,399
無形固定資産	71,108	負債合計	6,454,278
のれん	1,250	(純資産の部)	
ソフトウェア	69,373	株主資本	6,761,207
その他	485	資本金	195,310
投資その他の資産	775,881	資本剰余金	115,784
投資有価証券	20,260	利益剰余金	7,102,595
長期貸付金	1,496,914	自己株式	△652,483
保証金	195,836	株式引受権	14,437
繰延税金資産	558,281	非支配株主持分	2,855
その他	6,553	純資産合計	6,778,500
貸倒引当金	△1,501,964	負債・純資産合計	13,232,778
繰延資産	1,490		
社債発行費	1,490		
資産合計	13,232,778		

連結損益計算書

(自 2022年 4月 1日)
(至 2023年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上	17,868,583
売上原価	12,845,058
販売費及び一般管理費	5,023,524
営業外収益	2,082,871
営業外収益	2,940,653
違約金	11,015
受取手続料	1,128
その他	2,321
営業外費用	14,465
支払利息	42,343
社債償還利息	328
解社約債発行手数料	4,422
その他償還	5,076
経常利益	2,742
特別損失	54,912
固定資産売却損	2,900,206
投資有価証券評価損	373
税金等調整前当期純利益	144,707
法人税、住民税及び事業税	1,016,036
法人税等調整額	△107,165
当期純利益	908,871
非支配株主に帰属する当期純損失	1,846,254
親会社株主に帰属する当期純利益	△7,344
	1,853,599

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	195,310	114,789	5,397,923	△339,351	5,368,672
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	—	—	△148,927	—	△148,927
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	1,853,599	—	1,853,599
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△314,260	△314,260
譲渡制限付株式報酬	—	995	—	1,128	2,123
株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 (純 額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	995	1,704,671	△313,131	1,392,535
当 期 末 残 高	195,310	115,784	7,102,595	△652,483	6,761,207

	株 式 引 受 権	非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	—	—	5,368,672
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当	—	—	△148,927
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	—	—	1,853,599
自 己 株 式 の 取 得	—	—	△314,260
譲渡制限付株式報酬	—	—	2,123
株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 (純 額)	14,437	2,855	17,293
当 期 変 動 額 合 計	14,437	2,855	1,409,828
当 期 末 残 高	14,437	2,855	6,778,500

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	10,315,276	流動負債	4,531,158
現金及び預金	3,953,356	買掛金	1,507,425
売掛金	3,860,295	1年内償還予定の社債	300,000
リース債権	336,377	1年内返済予定の長期借入金	1,002,220
リース投資資産	58,547	リース債務	597,145
商品及び製品	580	未払金	118,763
仕掛品	253,694	未払費用	35,012
原材料及び貯蔵品	1,237,683	未払法人税等	533,918
前払費用	53,941	未払消費税等	169,999
代理業務立替金	374,929	契約負債	163,011
その他の金	188,590	預り金	39,820
貸倒引当金	△2,720	賞与引当金	63,842
固定資産	2,345,637	固定負債	1,846,789
有形固定資産	1,207,148	長期借入金	947,734
建物及び構築物	209,133	リース債務	737,307
工具、器具及び備品	15,908	資産除去債務	43,920
建設仮勘定	157,370	退職給付引当金	57,300
土地	118,434	役員退職慰労引当金	60,527
リース資産	706,301		
無形固定資産	68,508	負債合計	6,377,948
ソフトウェア	68,023		
その他の	485	(純資産の部)	
投資その他の資産	1,069,980	株主資本	6,270,018
投資有価証券	20,260	資本金	195,310
関係会社株式	31,100	資本剰余金	116,500
関係会社長期貸付金	291,666	資本準備金	115,505
長期貸付金	1,496,914	その他資本剰余金	995
破産更生債権等	4,783	利益剰余金	6,610,691
保証金	184,268	その他利益剰余金	6,610,691
繰延税金資産	541,321	繰越利益剰余金	6,610,691
その他の	1,628	自己株式	△652,483
貸倒引当金	△1,501,964	株式引受権	14,437
繰延資産	1,490	純資産合計	6,284,456
社債発行費	1,490	負債・純資産合計	12,662,404
資産合計	12,662,404		

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損益計算書

(自 2022年 4月 1日)
(至 2023年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		17,750,396
売上原価		12,993,320
売上総利益		4,757,075
販売費及び一般管理費		2,030,742
営業利益		2,726,332
営業外収益		
違約金収入	11,015	
受取手数料	1,128	
その他	8,597	20,741
営業外費用		
支払利息	41,812	
社債利息	328	
解約手数料	4,422	
社債発行費	5,076	
その他	2,742	54,381
経常利益		2,692,692
特別損失		
固定資産除却損	373	
投資有価証券評価損	144,707	145,080
税引前当期純利益		2,547,612
法人税、住民税及び事業税	930,952	
法人税等調整額	△99,315	831,636
当期純利益		1,715,975

株主資本等変動計算書

(自 2022年4月1日)
(至 2023年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資 本 剰 余 金 計	そ の 他 利益剰余金	利 益 剰 余 金 計		
当 期 首 残 高	195,310	115,505	—	115,505	5,043,643	5,043,643	△339,351	5,015,107
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—	△148,927	△148,927	—	△148,927
当 期 純 利 益	—	—	—	—	1,715,975	1,715,975	—	1,715,975
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	—	—	△314,260	△314,260
譲渡制限付株式報酬	—	—	995	995	—	—	1,128	2,123
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	995	995	1,567,048	1,567,048	△313,131	1,254,911
当 期 末 残 高	195,310	115,505	995	116,500	6,610,691	6,610,691	△652,483	6,270,018

	株 式 引 受 権 純 資 産 合 計	
当 期 首 残 高	—	5,015,107
当 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当	—	△148,927
当 期 純 利 益	—	1,715,975
自 己 株 式 の 取 得	—	△314,260
譲渡制限付株式報酬	—	2,123
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	14,437	14,437
当 期 変 動 額 合 計	14,437	1,269,348
当 期 末 残 高	14,437	6,284,456

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

株式会社ギガプライズ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 京嶋清兵衛
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 片山行央

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ギガプライズの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ギガプライズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作

成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

株式会社ギガプライズ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 京嶋清兵衛
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 片山行央
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ギガプライズの2022年4月1日から2023年3月31日までの第27期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第27期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針に係る事項及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月17日

株式会社ギガプライズ 監査役会

常勤監査役	木村賢治	印
社外監査役	田宮昭	印
社外監査役	西田弥代	印
監査役	岡本真哉	印

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

当社の事業繁忙期と決算期（事業年度の末日）を重複させないことによる業務利便性、事業管理等における効率的な業務執行を図るため、また、当社の親会社であるフリービット株式会社の決算期と統一することによるグループ経営の効率化等を図るため、現行定款第13条、第44条及び第46条にそれぞれ所要の変更を行うものであります。

また、これらの変更に伴い、第28期事業年度は、2023年4月1日から2024年4月30日までの13ヶ月間となります。そのため、経過措置として附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第13条 当社は、毎年<u>3月31日</u>の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>(事業年度)</p> <p>第44条 当社の事業年度は、毎年<u>4月1日</u>から翌年<u>3月31日</u>までとする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第46条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。</p> <p>② 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>9月30日</u>とする。</p> <p>③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</p>	<p>(基準日)</p> <p>第13条 当社は、毎年<u>4月30日</u>の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(事業年度)</p> <p>第44条 当社の事業年度は、毎年<u>5月1日</u>から翌年<u>4月30日</u>までとする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第46条 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>4月30日</u>とする。</p> <p>② 当社の中間配当の基準日は、毎年<u>10月31日</u>とする。</p> <p>③ 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>附 則</p> <p><u>(事業年度変更に係る経過措置)</u></p> <p>第1条 <u>第44条(事業年度)の規定にかかわらず、第28期の事業年度は、2023年4月1日から2024年4月30日までの13ヶ月間とする。</u></p> <p>② <u>第46条(剰余金の配当の基準日)の規定にかかわらず、第28期の中間配当の基準日については、変更後の定款を適用する。</u></p> <p>③ <u>本条は、第28期の事業年度終了後、これを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会において機動的に意思決定が行えるよう1名減員し、取締役8名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

さとう としひろ
佐藤 寿洋

(1974年3月21日生)

所有する当社の株式数…………… 95,600株

再任

【略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）】

1998年4月	(株)東京証券会館入社	2014年6月	当社代表取締役
2000年10月	メディアエクスチェンジ(株)（現(株)ドリーム・トレイン・インターネット）入社	2015年6月	当社取締役 (株)ESP取締役
2004年6月	同社取締役管理部長	2017年6月	当社専務取締役
2005年4月	同社取締役CFO	2018年6月	(株)ギガテック取締役 (株)ソフト・ボランチ取締役
2008年6月	当社管理本部担当取締役副社長	2021年6月	当社代表取締役社長（現任） (株)ギガテック取締役会長（現任） (株)ソフト・ボランチ取締役会長（現任）
2010年6月	当社管理部兼ネットワークサービス事業部担当取締役		
2011年6月	当社取締役		
2012年6月	(株)ESP社外取締役	2022年10月	(株)L T M代表取締役会長（現任） 現在に至る

（重要な兼職の状況）

(株)ギガテック取締役会長
(株)ソフト・ボランチ取締役会長
(株)L T M代表取締役会長

【取締役候補者とした理由】

佐藤寿洋氏は、当社及びグループ会社の取締役として長年に亘りグループ全体の経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力、ISP業界における長い経験と企業経営者としての豊富な経験は、当社が事業を更に拡大していくために今後も必要不可欠であり、また、人格、見識とも優れていることから、同氏を取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

う え だ け ん ご
植田 健吾

(1973年6月22日生)

所有する当社の株式数…………… 22,200株

再任

【略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）】

1997年4月	ダイア建設(株)入社	2021年6月	(株)ソフト・ボランチ取締役（現任）
2001年4月	当社入社	2021年7月	当社管理本部長（現任）
2003年12月	当社営業開発部長		現在に至る
2007年6月	当社取締役兼営業開発1部マネージャー		
2008年6月	当社執行役員兼営業開発1部マネージャー		
2010年6月	当社営業開発部マネージャー		
2014年7月	当社事業本部ジェネラルマネージャー		
2015年6月	当社取締役（現任）		

（重要な兼職の状況）

(株)ソフト・ボランチ取締役

【取締役候補者とした理由】

植田健吾氏は、当社事業における幅広い領域で責任者を歴任した後、現在は当社取締役として全体の経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力、ISP業界における豊富な経験・実績とともに人格、見識とも優れていることから、同氏を取締役候補者といたしました。

招集
通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

候補者番号

3

おおたき
大瀧

もりひこ
守彦

(1954年6月11日生)

所有する当社の株式数 …………… 1,300株

再任

【略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）】

- 1997年7月 ジョンソン・エンド・ジョンソン(株)
代表取締役
2011年9月 (株)パソナ取締役副会長
2013年6月 日本特殊陶業(株)社外取締役（現任）
2016年6月 Henry Schein Japan(株)取締役（現任）
2018年6月 当社社外取締役（現任）
2020年6月 (株)エフピコ社外取締役監査等委員
（現任）
現在に至る

（重要な兼職の状況）

日本特殊陶業(株)社外取締役
Henry Schein Japan(株)取締役
(株)エフピコ社外取締役監査等委員

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】

大瀧守彦氏は、グローバル企業における豊かな経験及び経営者としての高い見識に基づき、当社経営陣による業務執行の監督及び経営陣への助言、またコーポレートガバナンス向上等についてアドバイスいただくことが期待できることから、同氏を社外取締役候補者といたしました。なお、同氏が選任された場合は、報酬委員として当社の役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

候補者番号

4

お お し だ ひ ろ ゆ き
大信田 博之

(1957年6月5日生)

所有する当社の株式数 …………… 1,500株

再任

【略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）】

1997年11月	(株)日本長期信用銀行（現(株)SBI新生銀行）総合企画部副参事役	2006年9月	金沢工業大学虎ノ門大学院客員教授
1999年7月	KPMGグローバルソリューション(株)ディレクター	2019年7月	当社社外取締役（現任）
2000年7月	KPMGビジネスアドバイザーLLC東京支店パートナー兼支店長	2019年11月	アルヒ(株)社外取締役（現任）
2003年8月	(株)KPMG FAS代表取締役パートナー	2019年12月	(株)SFM社外取締役（現任）
		2021年12月	ジャパンベストレスクューシステム(株)社外監査役
			同社社外取締役監査等委員（現任） 現在に至る

（重要な兼職の状況）

アルヒ(株)社外取締役
(株)SFM社外取締役
ジャパンベストレスクューシステム(株)社外取締役監査等委員

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】

大信田博之氏は、コンサルティング業界における豊かな経験及び経営者としての高い見識を有しており、健全かつ効率的な経営の推進についてアドバイスいただくことが期待できることから、同氏を社外取締役候補者としたしました。なお、同氏が選任された場合は、報酬委員として当社の役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号

5

ともまつ こういち
友松 功一

(1979年2月1日生)

所有する当社の株式数 …………… 400株

再任

【略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）】

2004年4月	グッドウィル・グループ(株)統轄部エ リアマーケティングマネージャー	2017年9月	(株)フルスピードリンク（現 (株) LinkAd）取締役
2006年7月	(株)グッドウィル営業企画部部長	2017年12月	上海賦路思广告有限公司董事
2011年11月	(株)フルスピード業務統括本部本部長	2018年7月	(株)クライド取締役（現任）
2013年7月	同社取締役	2019年5月	(株)ジョブロード代表取締役社長（現 任）
2014年7月	(株)フォーイト取締役（現任）	2019年7月	(株)ファンサイド取締役
2015年2月	(株)フルスピード代表取締役社長	2020年5月	(株)フルスピード代表取締役会長
2015年12月	(株)シンクス取締役	2020年6月	当社取締役（現任）
2017年1月	FULLSPEED TECHNOLOGIES INC.Director（現任）	2020年7月	フリービット(株)取締役（現任）
2017年5月	(株)カームボールド（現 (株)クライ ド）代表取締役社長	2020年10月	同社執行役員(現任)
		2023年1月	(株)フルスピード代表取締役社長（現 任） 現在に至る

（重要な兼職の状況）

(株)フォーイト取締役
FULLSPEED TECHNOLOGIES INC.Director
(株)クライド取締役
(株)ジョブロード代表取締役社長
フリービット(株)取締役兼執行役員兼グループ人事本部長
(株)フルスピード代表取締役社長

【取締役候補者とした理由】

友松功一氏は、フルスピードグループでの経営及び事業戦略に関する豊富な経験に加え、人事分野において相当の知見を有しており、広範かつ高度な視座より経営全般に対する助言が期待できることから、同氏を取締役候補者いたしました。

再任

【略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）】

1994年4月	(株)キンレイ入社	2018年9月	(株)アルク取締役
2004年6月	アクアクララ(株)入社	2020年6月	当社取締役（現任）
2008年10月	(株)フラクタリスト（現 ユナイテッド(株)）入社	2020年7月	フリービット(株)グループ人事本部長 同社グループ経営企画本部長（現任）
2012年5月	フリービット(株)入社		(株)フルスピード取締役（現任）
2013年7月	(株)フルスピード取締役		フリービット(株)取締役（現任）
2014年7月	フリービット(株)グループ経営管理本部長		現在に至る
2016年5月	同社執行役員（現任）		
2016年9月	(株)EPARKヘルスケア（現 (株)くすりの窓口）監査役		

【重要な兼職の状況】

フリービット(株)取締役兼執行役員兼グループ経営企画本部長
(株)フルスピード取締役

【取締役候補者とした理由】

和田育子氏は、フリービット(株)の取締役兼執行役員兼グループ経営企画本部長として情報管理体制の強化及び女性活躍推進を担っており、その豊富な経験と知見に基づき規律ある情報管理体制及びジェンダーレス観点からの人的資源の伸長等に関する助言を当社経営に反映させる役割を期待できることから、同氏を取締役候補者といたしました。

再任

【略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）】

1996年4月	ソフトウェア興業(株)入社	2013年5月	同社第2 CustomerCommunication 部ジェネラルマネージャー
2000年6月	フューチャー・メディア・ネットワ ーク(株)入社	2015年5月	同社執行役員兼MVNE事業部事業 部長
2000年12月	(株)フリービット・ドットコム（現 フリービット(株)）入社	2018年6月	(株)フリービットEPARKヘルスケア （現(株)くすりの窓口）取締役
2007年5月	同社インターネットビジネス推進部 ジェネラルマネージャー	2020年7月	フリービット(株)執行役員兼インフラ 事業本部長（現任）
2010年2月	当社社外取締役	2021年6月	当社取締役（現任） 現在に至る
2010年6月	当社代表取締役		
2011年6月	(株)アイ・ステーション社外取締役 当社取締役		
2011年7月	フリービット(株)第2ネットワークイ ンフラ営業部ジェネラルマネージャ ー		

【重要な兼職の状況】

フリービット(株)執行役員兼インフラ事業本部長

【取締役候補者とした理由】

高橋研氏は、フリービット(株)の事業部門を歴任し、事業戦略に関する豊富な経験と幅広い知見を有していることから、当社グループの事業運営体制の強化に貢献することが期待できることから、同氏を取締役候補者といたしました。

候補者番号

8

た な か ま さ ゆ き
田中 正幸

(1979年5月10日生)

所有する当社の株式数 …………… 一株

再任

【略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）】

1999年9月 (株)悠紀エンタープライズ入社
2005年4月 同社取締役開発部長
2006年9月 (株)ワイズノット入社
2008年5月 当社入社
2013年7月 フリービット(株)入社
2020年7月 同社技術本部モバイルサービス部長
(現任)
2022年6月 当社取締役(現任)
現在に至る

【重要な兼職の状況】

フリービット(株)技術本部モバイルサービス部長

【取締役候補者とした理由】

田中正幸氏は、情報システムの企画、設計及び開発等に関する豊富な経験と実績を有しており、その中で培われた知見に基づく実践的な視点で、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上に向けた貢献が期待されることから、同氏を取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式の数については、2023年3月31日現在の所有株式数を記載しております。
3. 大瀧守彦氏及び大信田博之氏は、社外取締役候補者であります。
4. 大瀧守彦氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
5. 大信田博之氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
6. 友松功一氏は、過去10年間に当社の特定関係事業者である株式会社フルスピードの業務執行者であったことがあり、その地位及び担当は上記「略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりであります。なお、株式会社フォーイット、FULLSPEED TECHNOLOGIES INC.、株式会社クライド、及び株式会社ジョブロードは、会社法施行規則第2条第3項第19号に定める特定関係事業者であります。

招集通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

7. 和田育子氏は、過去10年間に於いて、当社親会社であるフリービット株式会社の業務執行者であったことがあり、その地位及び担当は上記「略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりであります。なお、株式会社フルスピードは、会社法施行規則第2条第3項第19号に定める特定関係事業者であります。
8. 高橋研氏は、過去に当社の業務執行役員（取締役）であったことがあります。また、過去10年間に於いて、当社親会社であるフリービット株式会社の業務執行者であったことがあり、その地位及び担当は上記「略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりであります。
9. 田中正幸氏は、過去に当社の業務執行者であったことがあります。また、過去10年間に於いて、当社親会社であるフリービット株式会社の業務執行者であったことがあり、その地位及び担当は上記「略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりであります。
10. 当社は、友松功一氏、和田育子氏、高橋研氏及び田中正幸氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各氏が再任された場合は、非業務執行取締役とする予定ですので、当該契約を継続する予定であります。
11. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が、その職務の遂行（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被る争訟費用等や損害賠償金を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行ったこと等に起因するものを除く）。当該保険契約の保険料は、全額当社が負担しております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
12. 社外取締役としての独立性及び社外取締役との責任限定契約について
 - (1) 社外取締役としての独立性について
当社は、大瀧守彦氏及び大信田博之氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
 - (2) 社外取締役との責任限定契約について
当社は、大瀧守彦氏及び大信田博之氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、両氏が再任された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役岡本真哉氏が退任されますので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、清水高氏は、監査役岡本真哉氏の補欠として選任をお願いするものであり、その任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

しみず
清水

たかし
高

(1974年2月26日生)

所有する当社の株式数 …………… 6,800株

新任

【略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）】

2000年5月	(株)フリービット・ドットコム（現フリービット(株)）取締役	2016年9月	(株)EPARKヘルスケア（現(株)くすりの窓口）取締役
2011年10月	フリービット(株)執行役員（現任）	2018年9月	(株)アルク取締役
2013年6月	当社取締役	2020年6月	当社取締役（現任）
2013年7月	フリービット(株)取締役	2020年7月	フリービット(株)管理本部長（現任）
2015年4月	フリービットインベストメント(株)代表取締役社長（現任）	2020年10月	(株)ドルリーム・トレイン・インターネット取締役
	フリービットスマートワークス(株)代表取締役社長（現任）	2021年5月	(株)ドルリーム・トレイン・インターネット代表取締役社長（現任）
2015年7月	(株)フルスピード取締役		現在に至る
	フリービット(株)取締役副社長（現任）		
2016年7月	(株)ベッコアメ・インターネット代表取締役社長（現任）		

（重要な兼職の状況）

フリービットインベストメント(株)代表取締役社長
 フリービットスマートワークス(株)代表取締役社長
 フリービット(株)取締役副社長兼執行役員兼管理本部長
 (株)ベッコアメ・インターネット代表取締役社長
 (株)ドルリーム・トレイン・インターネット代表取締役社長

【監査役候補者とした理由】

清水高氏は、当社取締役及びフリービットグループにおいて各役職を歴任していることから、経営及び事業戦略に関する広範かつ高度な視座を有し、その中で培われた豊富な経験と知見を基に、より実践的に当社取締役の職務執行を監査することができるものと判断し、同氏を監査役候補者としたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 候補者の所有する当社株式の数については、2023年3月31日現在の所有株式数を記載しております。
 3. 清水高氏は、当社親会社でありますフリービット株式会社の業務執行者であり、過去10年間において

も同社の業務執行者でありました。なお、同氏の同社における過去10年間の地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりであります。なお、フリービットインベストメント株式会社、フリービットスマートワークス株式会社、株式会社ベッコアメ・インターネット、株式会社フルスピード及び株式会社ドリーム・トレイン・インターネットは、会社法施行規則第2条第3項第19号に定める特定関係事業者であります。

4. 当社は、清水高氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏が選任された場合は、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の被保険者が、その職務の遂行（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより被る争訟費用等や損害賠償金を当該保険契約によって填補することとしております（ただし、贈収賄等の犯罪行為や意図的に違法行為を行ったこと等に起因する場合を除く）。当該保険契約の保険料は、全額当社が負担しております。候補者の監査役選任が承認されますと、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

<株主提案（第4号議案から第6号議案まで）>

第4号議案 取締役3名解任の件

1. 提案の内容

- (a) 清水高氏の解任
- (b) 和田育子氏の解任
- (c) 友松功一氏の解任

2. 提案の理由

現在当社は名証ネクスト市場に上場しています。我々株主は、当社が将来的には東証プライム市場を目指す意向であることを、前回の株主総会での複数の取締役の発言によって確認しております。

当社は2019年においてすでに営業利益12億円を達成しています。我々株主は東証への市場変更の条件を十分に満たす会社と考え、市場変更を要求して来しました。

そもそも、当社は名証に上場していますが、東海地方に特別縁があるわけでもなく、現在の当社の事業規模から考えれば、名証に上場し続けることが不自然ともいえる現状にあります。株主と会社との対話の中でも、なるべく早い時期に市場変更を実行するという回答を得ており、株主と会社との約束事と認識しています。

2021年3月期の決算説明会においても、市場変更の質問に対して、梁瀬前社長は「準備は整いました」と発言しています。現在の常任役員においても、東証への市場変更に興味があることも確認できております。

しかしながら、東証への市場変更において、ガバナンス要件における問題が最大の障壁となっています。すなわち、上場企業として親会社から独立した意思決定が担保されていない点、具体的には親会社からの役員が過半数以上となっていることが問題視されているわけです。これは、親会社のフリービットが子会社である当社の市場変更を阻止しているともいえる状況です。役員の派遣について、フリービットとしては、事業のシナジーのために多くの役員を兼任していると説明しています。しかしながら、我々株主はフリービットが当社の株式価値を高めたくないのではないかと疑念を持っています。

その根拠としては、以下の通りです。

フリービットはグループ内の再編を進めており、昨年度には上場子会社であったフルスピードを完全子会社化しています。当然、当社についても検討課題となっているはずで、株式価値が高まることは、フリービットの完全子会社化のコストが上昇することを意味します。

そもそも、事業でシナジーを発揮するのが目的であったとしても、これほど多くの役員を送り込む必要はありません。また、兼任している役員のうち管理部門の兼任役員が5人中3人を占めており、すべての役員が非常勤となっています。すなわち、フリービット側の役員派遣は「事業のシナジーを発揮させるため」という大義名分とは全く異なる意図があると考えざるを得ません。経済産業省は親子上場における上場子会社の少数株主保護に関してガイドラインを定めています（「上場子会社に関するガバナンスの在り方」2020年1月7日公表）。このガイドライン28ページには

「上場子会社においては、親会社と一般株主との間に利益相反リスクがあることを踏まえ、上場子会社としての独立した意思決定を担保するための実効的なガバナンス体制が構築されるべきである。」とされており、現在の当社役員構成はこれに反するものになっています。他の親子上場会社もガバナンスの観点から独立性を遵守しており、親会社からの役員が上場子会社役員のお半数以上を占めている事例は極めて稀です。我々株主は、前々からの約束であった市場変更の要件を満たし、そして上場企業として独立した意思決定が担保されたガバナンス体制を確立することが重要だと考えています。

よって、親会社からの管理部門の取締役である、清水高氏、和田育子氏、友松功一の解任を提案いたします。

(会社注) 以上は、提案株主から提出された株主提案書の該当部分を、原文のまま掲載したものです。

◇第4号議案に対する取締役会の意見

当社といたしましては、本株主提案において解任の対象者とされております取締役清水高、取締役友松功一及び取締役和田育子はいずれも、人格、識見ともに優れ、当社及び当社子会社（以下「当社グループ」といいます。）の企業価値の向上の観点から取締役会においてその役割・責務を果たすために必要となる能力を保有する者として、共に経営努力を重ねてきた者であると考えております。より具体的には、取締役清水高及び取締役友松功一につきましてはいずれも、経営及び事業戦略に関する豊富な経験と知見を有しており、広範かつ高度な視座に基づく経営全般に関する助言を当社経営に反映させる役割を果たしております。また、取締役和田育子につきましては、情報管理体制の強化や、女性活躍に関する豊富な経験と知見を有しており、その経験や知見に基づき規律ある情報管理やジェンダーレス観点からの人的資源の伸長等に関する助言を当社経営に反映させる役割を果たしております。そして、取締役清水高、取締役友松功一及び取締役和田育子に限らず、当社の各取締役は、当社の親会社出身者であるか否かを問わず、当社の取締役としての責任を認識し、当社グループの企業価値の向上に努めており、当社の取締役としての適格性に疑義を生じる余地はないと考えております。

加えて、当社は、独立した上場会社として、親会社等の指示や事前承認によらず、当社グループの企業価値向上を最優先に、独自に経営の意思決定を行っております。また、当社グループの営業取引における親会社グループへの依存度は極めて低く、ほとんどが親会社グループと資本関係を有しないお客様との取引であります。加えて、親会社グループと取引を行う場合におきましては、当社グループの企業価値の維持・向上及び少数株主保護の観点から、市場価格を勘案し価格交渉の上、規律ある取引条件を設定しております。

以上のとおり、取締役清水高、取締役友松功一及び取締役和田育子を解任する必要はなく、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

第5号議案 定款一部変更の件

1. 提案の内容

(1)定款第5条に、「役員 の 指名委員会（社外取締役を過半数以上とする）」を追加する

現行定款

第5条（機関）当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。1. 取締役会
2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人

変更案

第5条（機関）当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。1. 取締役会
2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 5. 指名委員会（社外取締役を過半数以上とする）

(2)定款第20条に、「当社の全取締役の3分の1以上は、会社法第2条第15項に規定する社外取締役とし、当社の取締役のうち親会社取締役との兼任取締役を半数未満とする」を追加する

現行定款

第20条（取締役の員数）当社の取締役は、10名以内とする。

変更案

第20条（取締役の員数）当社の取締役は、10名以内とし、当社の全取締役の3分の1以上は、会社法第2条第15項に規定する社外取締役とし、当社の取締役のうち親会社取締役との兼任取締役を半数未満とする。

2. 提案の理由

2022年6月の株主総会において、和田育子取締役は「現在の親会社の意向が強く働く役員構成は問題ではないか？」との株主の質問に対して、「フリービットグループが一体となって成長していくために、最適な役員構成としている」と回答しました。その後、株主から「それは親会社の都合であって、ギガプライズの株主総会で親会社を優先するような発言は不適切ではないかとの指摘を受けて撤回をしています。この発言内容を見ても、親会社が子会社の役員選任にあたって強く干渉し親会社の都合を優先させていることは明らかです。

また同総会にて、フリービットの役員が当社役員を兼務しているが、実務的に当社のために働いているように見えない点、また管理部門の役員が多いためフリービットの役員ではなく社外の管理部門のプロに入ってもらう方がガバナンス上好ましい点から、「なぜ親会社の役員ばかり選任するのか？」と問われた際に佐藤社長は下記の通り回答しています。

「今後、ギガプライズとして必要な人材がどうなのか？という視点を持って、親会社が推薦する役員の選任についてはより注意深く、取締役会で議論していきたいと思えます。」

親会社が推薦する役員が当社にとって適任かを、親会社が過半数を占める取締役会にて議論をし

でも結局は親会社の意向に沿う形となり、当社にとって適任かどうかという視点で選任することは難しいと考えざるを得ません。上場企業である以上、親会社の都合ではなく当社にとって最適かつ、透明性が高い役員選任の仕組みを構築することが必要と考えます。親会社フリービットのコーポレート・ガバナンス内のグループ経営に関する考え方及び方針でも、『事業運営及び取引では、上場子会社の自律性を保つこと及び少数株主の権利尊重を基本としております。また、上場子会社のガバナンス体制の構築及び運用については、独立社外取締役を有効に活用した実効的なガバナンス体制を構築しており、当社は、上場子会社の独立性を尊重する方針としております。』とあります。

しかし、現状の当社役員構成では、独立した実効的なガバナンス体制を構築しているとは言えません。そもそも少数株主に懸念を抱かせること自体が問題であり、日本における上場企業最上位の東証プライム上場企業であるならば、少数株主が一寸の懸念も感じさせることのないような、上場企業の見本となるべきガバナンス体制を構築すべきではないでしょうか。

よって、社外取締役を過半数以上とする役員の指名委員会の設置、全取締役のうち社外取締役を3分の1以上とすること、親会社からの役員を全取締役の半数未満とすることを提案いたします。

(会社注) 以上は、提案株主から提出された株主提案書の該当部分を、原文のまま掲載したものです。

◇第5号議案に対する取締役会の意見

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、役員候補者の選解任や取締役・監査役候補者の指名を行うにあたっての方針を明確に定めてはおりませんが、少なくとも取締役候補者選定時に、各人の経歴、知見、実績及び当社の経営環境並びに今後の成長戦略等を踏まえ、取締役会においてその役割・責務を果たすために必要となる能力や人格等を保有しているか否かを基準に、定款で定められた取締役の員数の範囲内で、当社の企業価値向上の観点から取締役会全体として最適な構成となるよう判断しております。そして、当該判断の過程においては、独立社外取締役及び独立社外監査役の意見を最大限尊重することとしております。したがって、当社における役員候補者の選定手続は適切に履践されているものと考えており、敢えて定款において指名委員会の設置を規定する必要性まではないと考えております。

また、当社の各取締役は、親会社出身者であると否とを問わず、当社の取締役としての責任を認識し、当社グループの企業価値の向上に努めております。加えて、上記のとおり、当社においては、独立社外取締役及び独立社外監査役の意見を最大限尊重しつつ、当社の企業価値向上の観点から取締役会全体として最適な構成となるよう判断しております。したがって、敢えて定款において、取締役会における社外取締役数及び親会社取締役との兼任取締役数の割合を規定する必要性まではないと考えております。

以上のとおり、本議案に係る定款変更の必要はなく、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

第6号議案 剰余金処分の件

1. 提案の内容

2023年3月期の期末配当を1株あたりの純利益の30%相当である33円とする

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当に関する事項

第27回定時株主総会において当社取締役会が提案した剰余金処分に係る議案が可決された場合には、33円から、同株主総会において可決された剰余金処分に係る議案に基づく普通株式1株当たり配当金額（以下「会社提案配当金額」という。）を控除した普通株式1株当たり配当金額を、会社提案配当金額に加えて配当する。また、第27回株主総会以前に取締役会において決議し配当を支払済みの場合においては、33円よりその金額を控除した普通株式1株当たり配当金額を配当する。なお配当総額は上記の普通株式1株あたりの配当金額に、当社の第27回定時株主総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた金額となる。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

令和5年6月開催予定の株主総会の翌日

2. 提案理由

当社は自己資本比率50%を超えており、財務諸表を見ても手元の現金保有額が有利子負債額（リース負債含む）を超過しており、実質無借金経営を実現しています。また、ビジネスモデルにおいても、継続的な収入（ストック収入）が売り上げ全体に占める割合は約70%となっています。景気変動の影響を受けにくく、契約年数が複数年（概ね6年）となる契約が主体であり、スイッチングコストも高く、盤石の経営基盤を有していると言えます。

このように、すでに株主に対して十分に利益を還元する環境は整っています。

現在、当社は第二創業期と位置づけ、様々な新しい取り組みの最中であり、成長のために内部留保が一定程度必要なことは我々株主も承知しております。しかし、キャッシュフロー計算書を見ますと、前期の営業CFが13億50百万に対して、投資CFは53百万、今期第二四半期時点での営業CFが14億53百万に対して、投資CFが71百万しかなく、獲得したキャッシュの金額に対して投資金額は非常に少ないものにとどまっています。

このような実状を踏まえますと、利益の約90%もの金額を内部留保に充てている現状は合理的ではなく説得力がありません。今期の第三四半期以降、不動産の取得や設備投資に投資していることは認識していますが、いずれも継続的に必要な投資案件ではありません。

当社が所属している情報・通信セクターにおいて、上場している一定規模の企業（営業利益10億以上）223社の配当性向は2022年の実績で平均33.4%となっています。これを考慮すると当社の配当性向は異常ともいえる低さであり、上記のガバナンスの点も含めて親会社の意図が強く反映されているのではと疑念を持っているわけです。

昨年、完全子会社化し上場廃止となったフルスピードも、自己資本比率は50%を超えていましたが、配当性向は約10%程度でした。これらの状況を鑑みると、親会社が少数株主への株主還元を抑制するために、多くの役員を送り込んでいるのではないかと疑われても仕方がない状況です。我々株主としては、上場企業として疑われることのないガバナンス体制の構築と株主還元を実行すべきと考えます。

よって2023年3月期の剰余金の処分として、会社予想の1株あたりの純利益109.89円の30%に相当する33円とすることを提案いたします。

(会社注) 以上は、提案株主から提出された株主提案書の該当部分を、原文のまま掲載したものです。

◇第6号議案に対する取締役会の意見

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な施策の一つと考えており、安定した配当を継続していくことを基本方針としています。かかる基本方針のもと、当社を取り巻く経営環境は、社会経済活動のデジタル化による国内データ通信量の急増、これに伴うデジタル社会の基盤となる新機軸の通信インフラの継続的な整備、増強等、流動的で先行きが不透明な状況にあります。このような状況下において、当社グループの企業価値の向上を図りつつ、今後も安定的かつ継続的な株主還元施策を実行していくためには、内部留保の確保の重要性はますます高まっております。

また、景気変動による影響に左右されにくい強固な財務基盤の構築、将来にわたっての企業体質強化及び将来的な成長戦略のためにも、内部留保の確保は必要であって、こうした財務基盤の構築を通じて、当社競争力の維持及び強化を図ることができるものと考えております。

当社といたしましては、株主の皆様に対する安定的かつ継続的な配当と、当社の競争力の維持強化実現のため内部留保を確保しておくことが、中長期的に当社の企業価値を向上させ、ひいては株主の皆様利益に資するものと考えており、かかる観点から、2023年3月期の剰余金の配当としては、当社取締役会が2023年5月10日開催の取締役会において決議した普通株式1株当たり金12.50円とすることが適切であると考えております。

以上のとおり、本議案に基づく剰余金の配当の増額は必要なく、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

渋谷マークシティ内 渋谷エクセルホテル東急6階 プラネッツルーム

東京都渋谷区道玄坂一丁目12番2号
連絡先 03-5457-0109 (ホテル代表)
<https://www.tokyuhotels.co.jp/shibuya-e/access/index.html>

交通のご案内

京王井の頭線 ▶ 中央口から2階コンコースを経て3階へ
エクセルホテル専用エレベーターで6階会場へ

東京メトロ 銀座線/半蔵門線/副都心線 渋谷駅より ▶ 京王井の頭線 渋谷駅方面にお越しください。

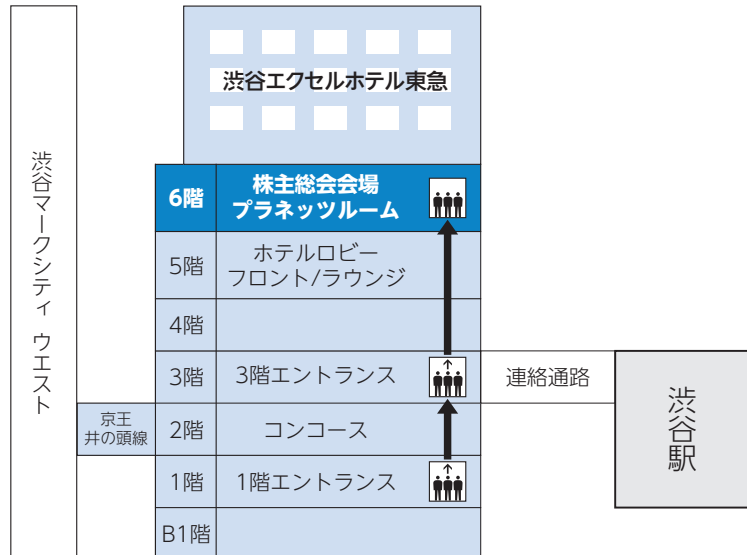
東急 東横線/田園都市線 渋谷駅より ▶ 京王井の頭線 渋谷駅方面にお越しください。

JR 山手線/埼京線/湘南新宿ライン 渋谷駅より ▶ 京王井の頭線 渋谷駅方面にお越しください。

1階又は3階からエクセルホテル専用エレベーターにて6階にお越しください。



渋谷マークシティ イースト



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。